

住宅版エコポイント制度の対象拡充イメージ

対象期間

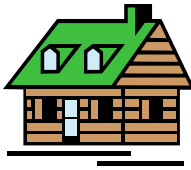
【現行】 新築／改修ともに、平成22年中の工事着手が要件

【拡充】 平成23年1月以降の工事着手も対象に(期間延長)

対象工事

【現行】

新築(エコ住宅)
一律30万ポイント

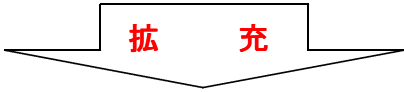


- 〔エコ住宅の基準〕
- ・省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
- ・省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅

改修(エコリフォーム)
①省エネ改修
②省エネ改修+バリアフリー改修
30万ポイント上限(積上げ方式)

- 〔省エネ改修の基準〕
- ・窓の断熱改修
- ・外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

- 〔バリアフリー改修の基準〕
- ・手すりの設置
- ・屋内の段差解消
- ・通路又は出入口の幅の拡張



【拡充】

新築(エコ住宅)
①地域材を活用した木造住宅 ポイント加算(+20万ポイント) 【追加】

改修(エコリフォーム)
①省エネ改修
②省エネ改修+バリアフリー改修
③省エネ改修+耐震改修 【追加】
④省エネ改修+地域材を活用した改修
ポイント加算(+20万ポイント上限) 【追加】

- 〔耐震改修の基準〕
- ・住宅が倒壊しない性能(上部構造評点1.0以上)

- 〔地域材の基準〕
- ・木材使用量に応じて、ポイントを加算

ポイント利用
①地域材を活用した交換商品の交換比率UP 【追加】

〔省エネ改修と耐震改修の同時施工イメージ〕

〔地域材を活用したエコ住宅のイメージ〕



10 国産材利用促進のためのウッド通貨制度について

県担当課（室） 林業振興課

【徳島県の現状と課題】

《経済対策の基本方針》（P 3, 4）

◇「消費」の基盤づくり

- ・ 消費の下支え効果が大きいエコ関連の家計需要を支援

◇新成長戦略の推進・加速

- ・ 23年度予算編成において需要・雇用創出効果の高い施策へ重点配分

《新成長戦略》（P 27, 39）

◇農林水産分野の成長産業化（森林・林業の再生）

- ・ 2020年までに「木材自給率50%以上」
- ・ 国産材の利用拡大，木質バイオマスの活用

《その他》菅 内閣総理大臣 所信表明演説（平成22年6月11日）

「低炭素社会の役割を期待される林業は，再生を期待できる好機にある。」

《現状》

- 林業を再生から飛躍へと発展させるため，本県では「林業飛躍プロジェクト」により，森林整備から間伐材の加工・利用までを一体的に推進している。
- 「公共建築物等における木材利用促進法」の制定により，木材利用への関心が高まる一方で，最近の急激な円高により国産材の競争力が低下している。

《課題》

- ◆ 「木材自給率」の向上に向けては，生産拡大はもとより，国内の消費が低迷する中，需要の拡大が最大の課題である。
- ◆ 需要拡大に向けては各県の取組に加え，大消費地も巻き込んだ国レベルでの施策，特に，需要の9割を占める民間部門における消費拡大が不可欠である。
- ◆ 森林の持つCO₂吸収効果に加え，長期間に渡りCO₂を固定する木材の機能を評価し，森林資源を循環利用する体制を構築する必要がある。

地域主権型の追加経済対策に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 「住宅版エコポイント制度」における「地域材利用のポイント加算」に加え，「木材利用」や「森づくり」への貢献が，更なる「木材需用」を生み出す「ウッド通貨制度」を創設すること。
 - ・ 木材需要の大部分を占める民間木造建築物（住宅・オフィス・店舗等）に使用された木材のCO₂固定量に応じた「ウッド通貨」を発行し，家具など木製品と交換できる仕組みを創設すること。
 - ・ 間伐や植林など「森づくり」に貢献した企業等に対して，整備した森林におけるCO₂吸収量に応じた「ウッド通貨」を発行し，オフィス家具や内装材などと交換できる仕組みを創設すること。

主務省庁局名 林野庁

関係法令等 森林・林業基本法，公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

国産材利用促進「ウッド通貨制度」

～ 木材利用、森づくりへの参加が、再び、木を使い、森を守る ～



現行施策の現状

- 住宅版エコポイント制度
 - ・エコ住宅、エコリフォームを対象
 - ・「木材利用量」は、ポイントに反映されない
- 長期優良住宅普及促進事業
(地域資源活用型対象住宅：助成額120万円)
 - ・住宅建築コストが高く、消費者が限定される
 - ・中・小工務店にとっては高いハードル

「ウッド通貨」発行イメージ

CO₂ 1トン = ① 通貨 1ウッド (5千円相当)

木材利用型

●「木造住宅」1棟 木材使用量25m³の場合
CO₂固定量32トン
↳ ① 32ウッド (×5千円= 16万円相当)

森づくり貢献型

●20万円の寄附で「間伐」0.7ha実施の場合
年間CO₂吸収量7トン
↳ ① 7ウッド (×5千円=3万5千円相当)

1 1 新たな総合交通体系の構築について

県担当課（室） 道路政策課，交通戦略課

【徳島県の現状と課題】

《高速道路の新料金制度案》

- ◇ 本州四国連絡高速道路においては，軽自動車2000円，普通車3000円，大型車5000円が，一般の高速道路料金（軽自動車1000円，普通車2000円，大型車5000円）とは別に設定。

《現状》

- 本州四国連絡高速道路・神戸淡路鳴門ルートは，その割高な料金設定から，本県発展の大きな障壁「平成の関所」となっているが，さらに徳島県民の**公平な移動の権利を阻害し**，「平成の大関所」となり四国にとって**大きな差別が発生**。
- 新料金制度案においては，**本四道路は別途料金が必要**となり，本州・九州間の移動と比較しても料金が2～3倍。
- 一方で，地域公共交通は，モータリゼーションの進展，過疎化・少子化，昨今の経済不況，さらには高速道路料金の休日特別割引制度の影響により，公共交通機関の利用者が減少する等，**交通機関による不均衡**が発生。
- 当時の鳩山総理が，全国知事会議において「**四国だけが別料金であることは理不尽であり，要望に応えられるよう頑張りたい。**」と発言。
- 国においても，交通基本法の制定による**移動権の保障と支援措置の充実**を検討
- 民主党国土交通部門会議が，平成23年度国土交通省関係予算の概算要求に対する提言
 - ・ **新たな高速道路料金の見直し並びに料金引き下げの恒久財源の確保**
 - ・ **「交通基本法」関連施策の充実**
- 国土交通省としては，新料金制度については，**国会の審議を経て総合的に判断**すると表明。

《課題》

- ◆ 地域間格差及び交通機関ごとの不均衡を是正するとともに，**公平な移動の権利を確保する新たな総合交通体系の構築が必要**。

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

高速道路の料金制度や公共交通機関のあり方など、国民の「公平な移動の権利」を保障し、新時代にふさわしい新たな総合交通体系を構築すること。

- ① 高速道路の料金については、地域間格差を是正する全国一律の料金制度とすること。
 - ・「本州四国連絡高速道路・神戸淡路鳴門ルート」をはじめ、通行料金が移動の障害となっている高速道路について、観光交流人口の拡大や地域産品の需要地への進出拡大等を図るため、地域間格差を是正し、**全国一律の料金制度**とすること。
- ② 高速道路の料金制度設計に際しては、競合する公共交通機関に対して、地域公共交通の維持・再生・活性化につながるよう、各交通機関に応じた支援を行うこと。
 - ・内航フェリーが他の移動手段・輸送機関に対する競争力を向上し、航路を維持するために必要な経営基盤強化につながる制度や施策を創設すること。
 - ・JRが安全・安心な鉄道としての整備充実や輸送改善等を図ることができる経営基盤を確立するために必要な経営安定基金の新たな造成を含めた支援措置を行うこと。
 - ・高速バス利用者の減少はバス事業者の経営を圧迫し、地域住民の交通手段である地方バス路線に対しても大きな影響を及ぼすおそれがあるため、**地方バス路線の負担軽減対策**を実施すること。
 - ・新たに、競合する公共交通機関への支援の実証実験を実施すること。

主管省庁局名 国土交通省総合政策局・道路局・鉄道局・自動車交通局・海事局・港湾局



新たな総合交通体系構築の必要性について

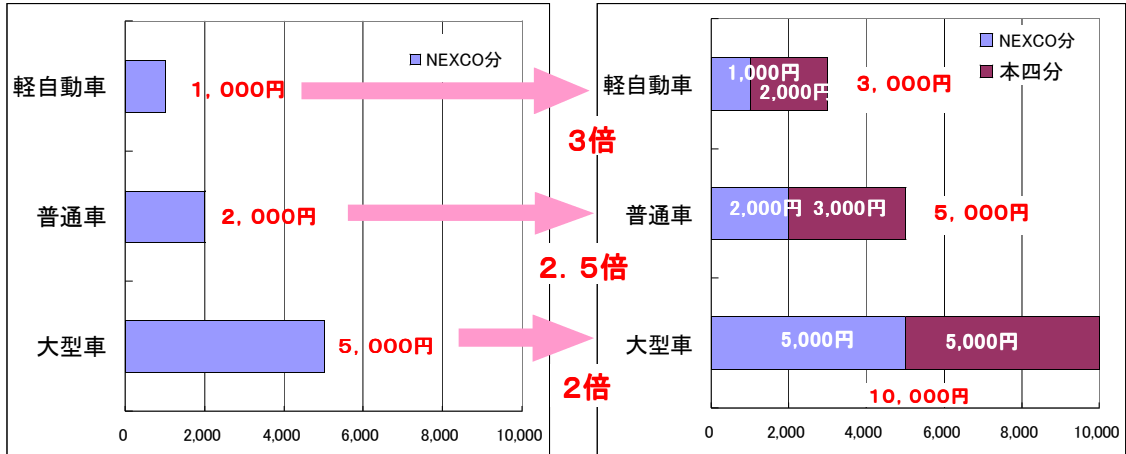
1 高速道路料金体系のあり方

「平成の関所」から、さらに「平成の大関所」へ

四国は大きな差別

本州・九州を移動する場合

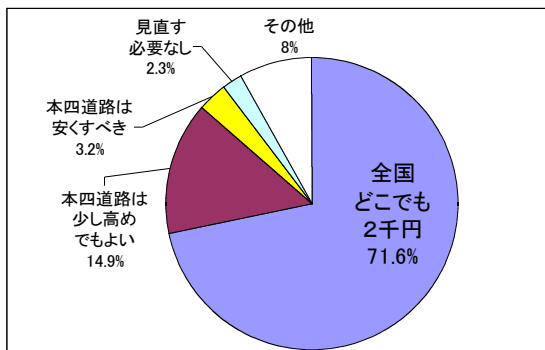
四国へ行く場合



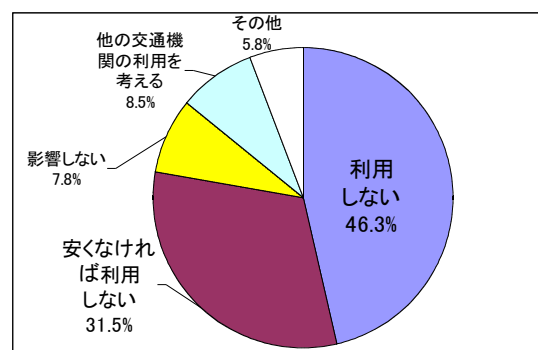
四国へ行く場合、本州や九州の移動と比べて2～3倍の金額

本州・九州と四国の地域格差がさらに拡大

本四道路利用者等にアンケートを実施



約7割超の方が「全国一律料金」を希望



約8割の方が「新料金案では本四道路を利用しない」

実施期間: 平成22年ゴールデンウィーク
 実施場所: 本四高速道路淡路南PA, とくしまマラソン, はな・はるフェスタ2010等
 回答者数: 1,021名(四国内在住607名, 四国以外在住414名)

徳島県における観光施設の利用者数が激減の恐れ!

企業誘致が困難に

自動車組立工場分布図

(社)日本自動車工業会、本田技研工業HPより作成



現在、四国の物流コストが高い

四国にはコストに敏感な自動車組み立て工場がない

新料金制度案導入

他地域との格差がさらに拡大し新規立地が絶望的！

物流系にも格差が・・・

大手コンビニエンスストアが、四国に未進出

「本四道路・神戸淡路鳴門ルート」については、民主党政策集に示されている「移動の権利」が妨げられている。

四国と本州をつなぐ物流や交流の大動脈

「公平な移動の権利」を確保できる料金制度で観光交流の拡大地域産業の活性化

—都市部—
物流コストの減少による食品価格の引き下げ効果
生活コストの引き下げ

関西市場

徳島県をはじめ四国

—地方部—
観光産業・農林水産業などの振興による効果
地域活性化



阿波踊り



うず湖



祖谷のかずら橋



うみがめ



すだち



なると金時



ハモ



阿波尾鶏

**本四道路も含めて
高速道路は全国一律料金制度に！**

**追加経済対策の切り札に！！
100年に1度の経済危機から脱出**

新たな総合交通体系構築の必要性について

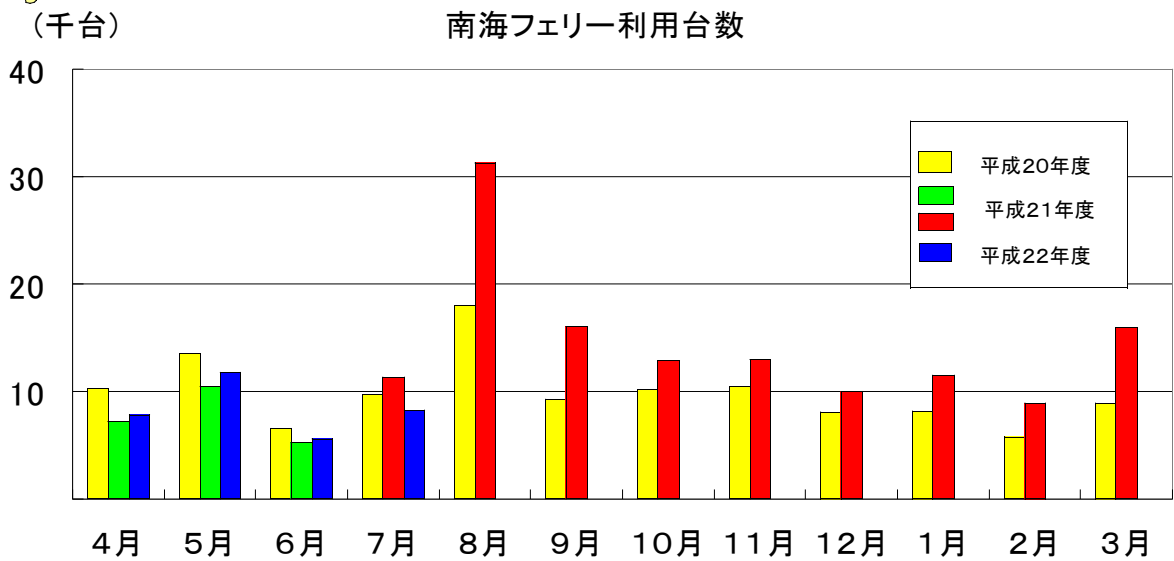
2 公共交通機関への支援

高速道路料金 休日特別割引の影響と対策

内航フェリーに対する地方独自の社会実験！

(実施主体: 徳島県、和歌山県、南海フェリー)

イコールフットイングによる対策の効果は実証済み



H21.4月～実験前
約△25%減少



実験開始～H22.3月
約50%増加

平成21年7月18日から平成22年3月31日まで社会実験
フェリー料金 乗用車 9,300円 → 1,000円

- フェリー利用者の声
- ・運転しなくていいので、体が楽で、安全運転ができた。
 - ・ガソリン代が節約できた。
 - ・同等の条件なら、またフェリーに乗りたい。
- 等 歓迎の声が続々！

新たに、競合する公共交通機関
への支援の実証実験の実施を

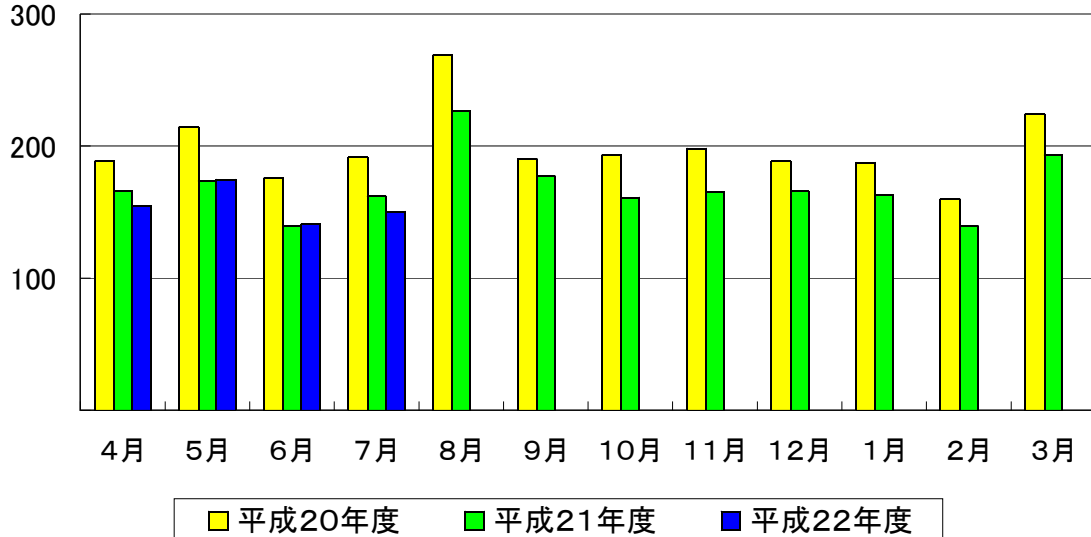
競合する公共交通機関に対して、

高速バス

H21はH20と比較して $\Delta 15\%$ 減少

(千人)

徳島県内発着の高速バス利用者数

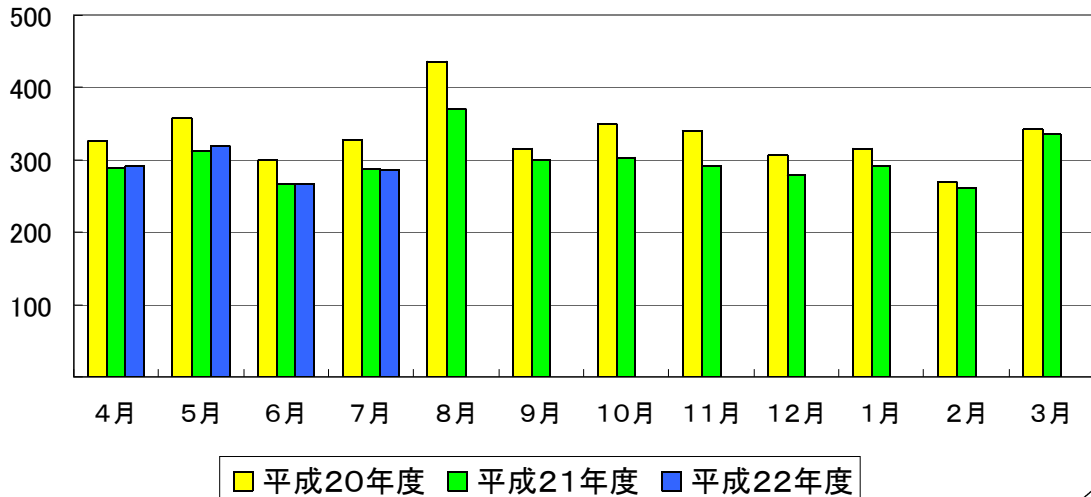


JR

H21はH20と比較して $\Delta 10\%$ 減少

(千人)

JR四国 主要3線区利用者数 (高德線・土讃線・予讃線)



平成22年度においても引き続き影響が出ている

各交通機関に応じた支援を行うこと!

1 2 「医療観光」を中心とした中国人観光客の受入態勢の整備促進について

県担当課（室） 観光企画課

【徳島県の現状と課題】

《経済対策の基本方針》（P 3, P 4）

- ◇ 「規制・制度改革」の前倒し
 - ・ 観光振興をはじめとした地域活性化及び国を開く経済戦略分野を中心に、規制・制度改革を進めるとともに、新成長戦略の推進・加速を図る。

《新成長戦略》（P 18, P 23, P 40, P 45）

- ◇ ライフ・イノベーションによる健康大国戦略
 - ・ アジアの富裕層等を対象とした医療及び関連サービスを観光と連携し促進
- ◇ 観光立国・地域活性化戦略 ～観光立国の推進～
 - ・ 訪日外国人を2020年初めまでに2,500万人、将来的には3,000万人に
- ◇ 国際医療交流（外国人患者の受入れ）
 - ・ 「医療滞在ビザ」の設置や規制緩和、受入推進体制の整備
- ◇ 「訪日外国人3,000万人プログラム」
 - ・ 医療など成長分野と連携した観光の促進、受入体制の充実等

《現状》

- 本県では、全国初の取組として慢性疾患（糖尿病）を対象とした医療観光を推進しており、本年3月にはモニターツアーを実施し、5月には第一弾の医療観光ツアーを実施したところである。
- 本年7月の中国人個人観光査証の発給要件大幅緩和を受け、中国人誘客「千客万来」プロジェクトを推進するなど外国人誘客に積極的に取り組んでいる。
- 教育旅行についても、中国・韓国の生徒と県内の小学生等による交流事業が実施されており、県内の教育機関による受入態勢も整備されてきている。

《課題》

- ◆ 訪日個人観光査証において、医療観光については「短期商用査証での対応」となるため、日本側からの招へいが必要となるなど、手続きが煩雑である。観光目的での滞在中に、疾病等により医療を受けることは通常の行為であり、観光目的としての対応が求められている。
- ◆ 入国審査体制が整っていない地方空港においては、入国審査に時間を要する。
- ◆ 訪日外国人の増加を図るためには、観光案内標識の充実をはじめとした受入態勢の整備が欠かせない。

地域主権型の追加経済対策に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 医療観光（検診を目的とした訪日）に対しては、査証の免除も含めた大幅な制度改革や早急な「医療滞在ビザ」の創設を進めること。
- ② 訪日外国人の増加に向け、地方空港を効率的に活用するため、国際空港と同様のスムーズな入国審査が行われるよう、態勢を整備すること。
- ③ 道路や外国人が立ち寄りやすい地点において、多言語での観光案内標識の整備や公共交通機関における車内アナウンスの多言語案内を進めるために新たな補助制度を構築するなど、特に整備の遅れている地方に対し、積極的に支援すること。

主管省庁局名 法務省入国管理局, 外務省領事局, 国土交通省, 国土交通省観光庁
関係法令等 観光立国推進基本法

中国人誘客「千客万来」プロジェクト

ビザの発行要件の大幅緩和を受け、中国からの観光客を誘致するため、関係機関との連携のもと、県をあげてプロジェクトを推進中

1. 観光誘客のための核となる施策



- 糖尿病を中心としたメディカルツーリズムの推進
- 教育旅行、MICEの誘致促進

※MICEとは……

企業等の会議(Meeting)、企業が行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際会議(Convention)、イベント・展示会・見本市(Event/Exhibition)の総称



2. 受入のための態勢整備

- チャーター機による徳島への直行便の誘致 
 - 道路、観光施設などにおける外国語案内表記の整備
 - 公共交通機関における車内アナウンスの多言語案内
 - 留学生の活用などによる通訳の確保
- など 



外国人観光客
の増加

◇国の支援施策

査証取得の
容易化

入国審査の
時間短縮

道路、観光施設の
外国語標識

公共交通機関の外国
語による案内放送

13 身近な情報メディア環境の格差解消について

県担当課（室） 地域情報課

【徳島県の現状と課題】

《民主党の政権政策 INDEX2009》（P11）

- ◇ 郵政事業・情報通信・放送
 - ・ 情報格差の解消
 - ・ 地上デジタル放送への円滑な移行

《現状》

「携帯電話」や「テレビ」は、身近な情報メディアとして、普段の生活に欠かせない情報収集やコミュニケーションツールであるとともに、災害時等の情報ライフラインとなるが、地域や所得の格差により、県民があまねく利用できる状況となっていない。

- 過疎地域等においては、携帯電話のエリア整備は、「携帯電話等エリア整備事業」を活用し、自治体が鉄塔を、無線通信事業者が鉄塔から交換局までの回線（伝送路）整備を進めてきたが、未だ取り残されている。

【徳島県の携帯電話不感エリアの状況】 102地区（857世帯，2,134人）

- 地デジ受信機普及率については、「市町村民税非課税世帯」など年収200万円未満の世帯普及率が低い状況にある。

【年収200万円未満世帯の地デジ受信機世帯普及率】 67.5%（全体83.8%）

《課題》

- ◆ 過疎地域における100世帯未満の地区については、採算が合わないため、無線通信事業者による「伝送路」整備が行われず、不感エリアが解消できない地域がある。
- ◆ 地デジ完全移行まで1年を切った中、普及率向上のためには、地デジチューナー等支援対象世帯を拡げる必要がある。

【情報通信審議会 第7次中間答申（抜粋）】

地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率が、世帯年収200万円未満の層では全体平均を大幅に下回っており、現在の支援対象であるNHK受信料全額免除世帯以外にも、経済的な理由によりデジタル化対応が困難な世帯が残っているとの指摘等を踏まえ、支援強化について検討することが必要である。

地域主権型の追加経済対策に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 「携帯電話等エリア整備事業」における100世帯未満の地区について、支援措置を次のとおり拡充すること。
 - ・ 無線通信事業者が行う「伝送路施設整備」の補助率を4/5に嵩上げすること。
 - ・ 無線通信事業者が事業参入しない場合にあつては、当該事業者に代わって、市町村が事業主体となることができる制度設計とすること。
- ② 地デジチューナー等支援について、現状の支援内容を維持しつつ、現状の「NHK受信料全額免除世帯」に加えて、「市町村民税非課税世帯」も支援対象世帯とすること。

主務省庁局名 総務省総合通信基盤局，情報流通行政局
関係法令等 電波法

「携帯電話」と「テレビ」は、最も身近で不可欠な情報メディア

ユニバーサルサービスが必要！！



徳島県内の携帯電話
不感エリア対象地区

**102地区
(857世帯)**

地域間格差

携帯電話エリア整備において
**過疎地域等は
取り残されている**

採算性の問題から無線通信事業者が行う伝送路整備が進まない

しかし現状は

家で、ケータイが
通じない！

来年7月以降、
テレビが見えない！



市町村民税非課税世帯など年
収200万円未満の低所得世帯
の地デジ受信機世帯普及率

**67.5% (200万円未満)
83.8% (全体)**

所得間格差

地デジチューナー等支援において
**支援対象とならない
低所得世帯がある**

現行支援は、NHK受信料全額免除世帯のみ

人口カバー率 100%対策 世帯普及率

人口カバー率

世帯普及率

格差是正のための提言

携帯電話等エリア整備事業(伝送路)

**伝送路国補助率
2/3→4/5**
事業主体=無線通信事業者
又は市町村
【100世帯未満】

低所得世帯への地デジチューナー等の支援

現状の支援内容を維持
市町村民税非課税
世帯も支援対象へ

- 現状支援
- ・チューナー給付
 - ・訪問、取付け
 - ・アンテナ工事等

効果

経済効果 チューナー等支援や伝送路等の整備による景気対策

災害対応 緊急時、災害時における情報ライフラインの確保

格差解消 地域間・所得間格差によるデジタルディバイドの解消

14 グループホーム・ケアホームにおける防火安全対策の強化について

県担当課（室） 障害福祉課，健康増進課，長寿介護課

【徳島県の現状と課題】

《現状》

- 平成22年3月に北海道で発生した認知症高齢者グループホーム（設置義務無しの小規模施設）の火災を受け、国が実施したグループホーム・ケアホームの調査結果では、スプリンクラー設備について消防法上の設置義務のない施設の設置割合が認知症高齢者グループホームで約13%、障害者グループホーム・ケアホームで3.2%と非常に低く、本県でも同様に低い設置率となっている。また、障害者グループホーム・ケアホームでは、自動火災報知設備及び火災通報装置の設置率も低い状況となっている。
- 北海道の火災でも明らかなように認知症高齢者及び障害者については、火災発生時に迅速に避難することが困難であり、避難誘導の際、複数の人員が必要である。

《課題》

- ◆ グループホーム・ケアホームの消防設備の設置基準については、設置義務のない施設で火災が生じた後も基準が強化されていない。
- ◆ 消防法令上設置義務のない小規模のグループホーム・ケアホームでスプリンクラー等の消防設備を整備する場合の経費については

認知症高齢者グループホーム

補助制度無し

障害者グループホーム・ケアホーム

国1/2 県1/4 事業者1/4

であるが、補助制度が存在しないことや制度があっても、多くの事業所が小規模零細であることから事業者負担分を拠出できず整備が進んでいない。

- ◆ グループホームについて、夜勤者を複数名配置する場合には、加算措置で対応することとなるが、加算額の単価が安いと、複数名の配置を行っている事業所はほとんどない。

地域主権型の追加経済対策に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 高齢者及び障害者のグループホーム等の防火安全対策を緊急に強化するため、消防法令上消防設備の設置義務のない小規模施設について
 - ・ 設置義務のない施設で火災が生じていること及び避難することが困難な高齢者、障害者の居住場所であることから、これらの施設については全て、消防設備の設置を義務化すること。また、事業者の負担を軽減するため、義務化に伴う設備の設置について経過措置を設けること。
 - ・ 経過措置の間に緊急的に整備を促進するため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金(基金)等の既存事業の拡充により、事業者負担を軽減すること。
- ② 北海道の火災でも避難誘導人員が少なかったことが多数の死亡者を出した一因であるため、夜勤者の複数態勢を確保するため、現在の加算額の大幅アップを図ること。

主務省庁局名 消防庁，厚生労働省社会・援護局，老健局
関係法令等 消防法

高齢者及び障害者グループホーム等の火災被害

2006.1 長崎 認知症高齢者グループホーム **死者7名**

2008.6 神奈川 知的障害者グループホーム
ケアホーム **死者3名**

2010.3 北海道 認知症高齢者グループホーム **死者7名**



消防法令関係

長崎の火災

2009年度から275㎡以上の施設スプリンクラー設置義務づけ (既存施設2012.3まで経過措置)

北海道火災発生
275㎡未満施設
またも尊い命が犠牲に!!



徳島発の政策提言

グループホーム・ケアホームにおける防災安全対策の強化

消防設備設置基準の強化

設置義務のない施設(北海道)で火災, 多数の死者発生→その後, 設置基準の強化は行われていない

全ての施設で設置義務化 (経過措置実施)

避難することが困難な高齢者, 障害者の住まいであるグループホーム等の安全・安心の確保

経過期間内の緊急的な整備のため, 補助制度等を充実

(補助制度等現状:スプリンクラー)
高齢者分(275㎡以上の施設)
補助内容 単価9,000円×面積(事業所負担ほとんど無し)
障害者分(275㎡未満も対象)
補助内容 上限600万(国1/2, 県1/4, 事業者1/4)

設置基準強化分を補助対象及び事業者負担の軽減を既存の制度に工夫を加えることで実施

経過期間内の整備が著しく促進

夜勤職員の複数配置

(現状) ◆配置基準は, 高齢者分が1ユニット1名, 障害者分が配置不要(夜間職員不在が多い)
◆増員には, 加算で対応 加算額安く, 人件費まかなえない。

加算額大幅アップ

夜勤複数態勢により
◆緊急時避難誘導の迅速化 ◆火元管理, 防犯の強化
◆容態急変等への対応の迅速化 が実現

高齢者, 障害者のいのちを守り, 経済活動の活性化及び雇用の創出を図ることで, 安全で・安心な生活を送れる社会を創出

15 高齢者の見守り対策の強化について

県担当課（室） 長寿介護課

【徳島県の現状と課題】

《現状》

- 東京都足立区の事件を発端として、全国各地で「所在不明の高齢者の問題」が相次いで報道されており、全国の各自治体で高齢者の所在確認が行われている。
- 所在確認は、地域福祉を進めていく上での基礎的情報である。
- 本県では、老人クラブの友愛訪問など「訪問による見守り活動」、緊急通報装置や安否確認システムなど「ICTを活用した見守り活動」を組み合わせ、見守り活動を実施している。
- 要援護高齢者の見守り対策については、国の平成23年度当初予算の概算要求にも「24時間地域巡回型訪問サービス事業」等の関連する事業が盛り込まれているが、地域包括支援センターが調整役となってこうした取組に早急に着手する必要がある。

《課題》

- ◆ 高齢者の所在把握は、今後の「福祉施策」の推進や「災害時要援護者対策」の面からも、基本的かつ重要な事項である。
- ◆ しかし、確認作業を行う上で、家族から面会を拒否される場合もあり、個人情報保護の観点から確認作業に支障をきたす状況もみられる。
- ◆ 「地域包括支援センター」は、支援を必要とする高齢者を見出し、各種サービスへのつなぎや、継続的な見守り等を行うため、地域における関係者のネットワークの構築を図ることとされているが、現実的には、人的・財政的な制約がある。

地域主権型の追加経済対策に向けて

【徳島発の政策提言】

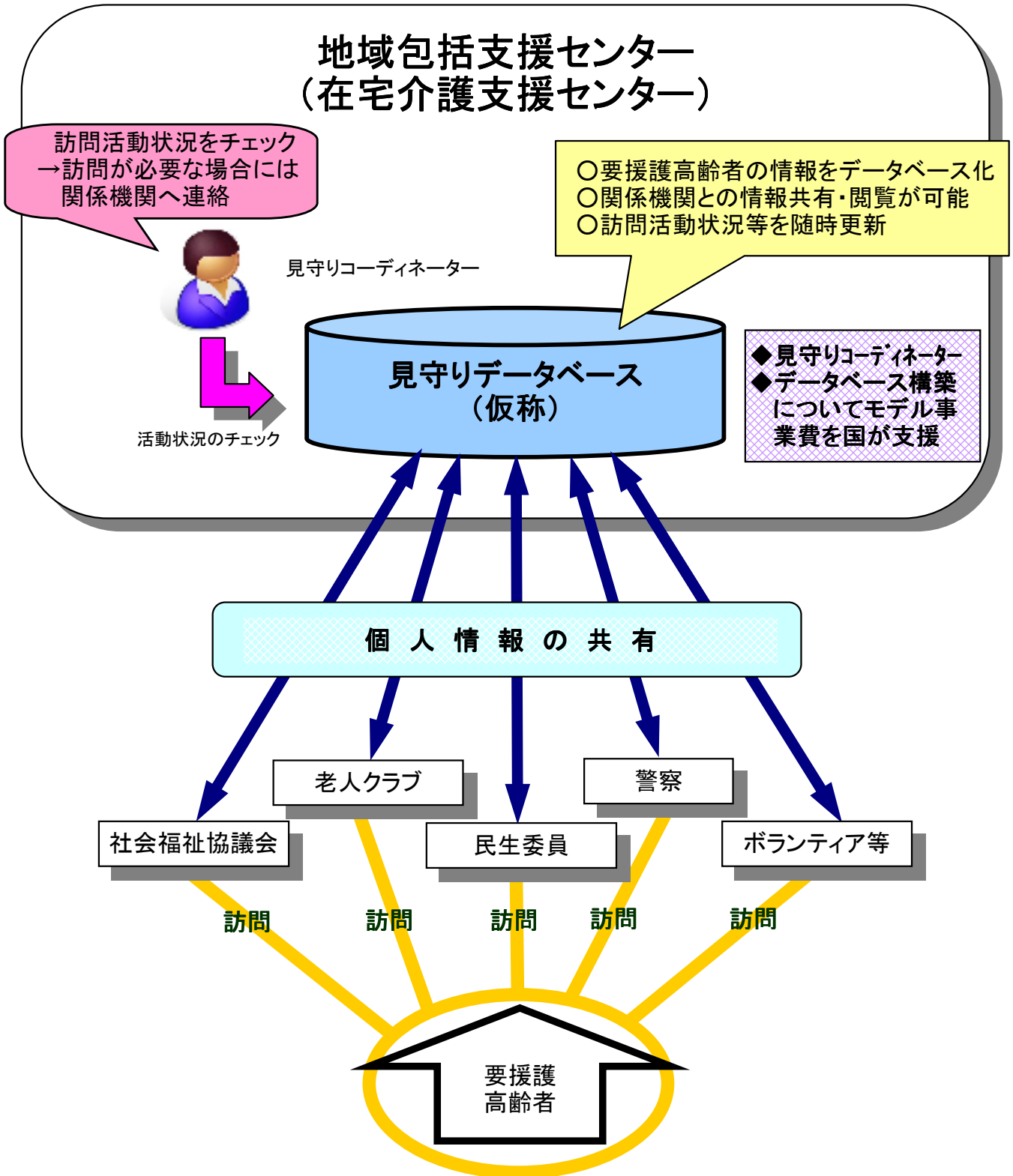
《具体的内容》

- ① 高齢者の見守り活動を強化するため、地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心として、社会福祉協議会や民生委員など関係機関が情報共有する「見守りネットワーク」の構築及び「見守りデータベース（仮称）」の整備をモデル事業として創設し、日常的な見守り活動の推進を図ること。
- ② 見守り活動を強化するため、個人情報の取扱いについては、高齢者にとって真に望ましいものとなるよう取扱方針を提示すること。

主務省庁局名 厚生労働省，総務省

関係法令等 老人福祉法，介護保険法，個人情報保護法

モデル事業 「見守りネットワーク」のイメージ



16 地域経済や雇用在即効性の高い農村の再生について

県担当課（室） 農村振興課，農業基盤整備課，農地計画課

【徳島県の現状と課題】

《経済対策の基本方針》（P 2 ）

◇ 「雇用」の基盤づくり

《新成長戦略》（P 26）

◇ 農林水産分野の成長産業化戦略
・ 2020年までに「食料自給率50%」

《その他》

◇ 国の予算の状況

- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金 22億円（対前年度比80.0% [国費ベース]）
- ・ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 140億円（－ [国費ベース]）
- ・ 農林水産省公共事業費 6,563億円（対前年度比65.9% [国費ベース]）
農業農村整備 2,129億円（対前年度比36.9% [国費ベース]）

《現状》

- 100年に一度と言われる景気の悪化や公共投資の減少等により，特に農業や建設業に依存する中山間地域の雇用情勢は厳しい。
- 本県における中山間比率は83.1%と高く，耕作放棄地比率も15.9%と増加している。
- 農家は農産物価格の低迷や鳥獣被害の増加などにより，農業所得の低下が続いている。

《課題》

- ◆ 中山間地において増加している鳥獣被害に対し，早急な防止対応が必要。
- ◆ 農地の再生には「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の有効活用が必要。
- ◆ 「とくしまブランド」を支える農業基盤の整備や施設の維持更新を図ることが必要。

地域主権型の追加経済対策に向けて

【徳島発の政策提言】

《具体的内容》

- ① 「耕作放棄地の拡大」，さらには農村地域の荒廃につながる「鳥獣被害」を防止するため，「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」及び「鳥獣被害防止総合対策交付金」の制度拡充を行うこと。
- ② 生産コストの低減や収量と品質の向上を図る農業基盤の整備を積極的に実施し，地域経済の活性化と雇用の創出を図ること。また，実施にあたっては，財政力の弱い地方に配慮した措置を講じること。

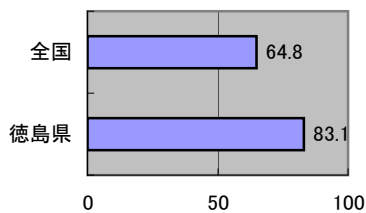
主務省庁局名 農林水産省農村振興局
関係法令等 土地改良法

地域経済や雇用在即効性の高い農村の再生

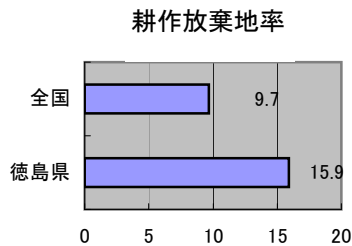
「徳島県農林水産基本条例」に定める「食料自給率の向上」、「とくしまブランドの創出」などの実現に向けて

○現状

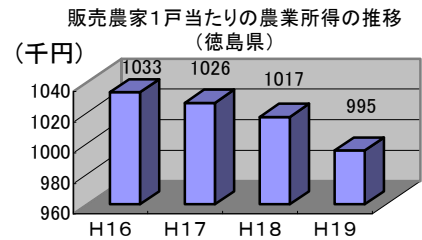
高い中山間比率



高い耕作放棄地比率



悪化する農業経営



○課題

食料自給率向上への影響

公共投資の減少による雇用悪化

鳥獣害による農作物の被害

老朽化した施設の放置

耕作放棄地の増加

条件不利地域への影響大

○追加経済対策に対する提言

・「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の制度拡充

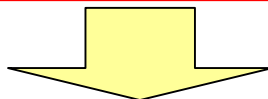
中山間地域においては、農地の再生に係る費用が割高となることから、実態に応じた交付単価に見直し、雇用の創出や重機の活用が可能とすること。

・「鳥獣被害防止総合対策交付金」の制度拡充

捕獲奨励金制度の導入や一斉捕獲など雇用を創出する被害防止対策の実施主体として県を追加。

・地域経済の活性化や雇用を創出する農業基盤の整備促進

生産コストの低減、収量品質の向上に資する農業基盤の整備



地域経済の活性化、雇用の創出、食料自給率の向上

17 「緊急地震津波防災対策推進交付金（仮称）」の創設について

県担当課（室） 南海地震防災課

【徳島県の現状と課題】

《経済対策の基本方針》（P3）

- ◇ 耐震化・ゲリラ豪雨対策等の「地域の防災対策」
 - ・ 切迫性が高まる3連動地震等の大規模地震等への防災対策を講ずる

《現状》

- 徳島県においては、「南海」「東南海地震」の同時発生等を念頭に、大規模災害に備えて、「地震発生時の死者ゼロ」を目標に、「防災拠点施設の整備」をはじめ、「津波避難施設等の整備」,「県民との防災情報の共有システム」,「県民参加による南海地震を想定した総合防災訓練」など、様々な施策を計画的に進めてきたところである。
- しかしながら、「東海」「東南海」「南海」地震が連動して発生（3連動）するリスクが高まっており、国においては、被害想定や防災対応をまとめた「対策大綱」の策定を打ち出され、今年度の総合防災訓練においても、初めての「3連動を想定した訓練」を実施されたところである。

《課題》

- ◆ 本県をはじめ、今世紀前半にも大規模地震の発生が確実視される自治体にとって、発災時の「情報連絡手段の確保」をはじめとする防災基盤整備の遅れは、県民の生命を守る上で致命的となる可能性がある。
- ◆ 国が「対策大綱」の策定等を打ち出した「3連動地震」による、さらに大規模な地震災害に備えるためには、防災基盤整備をはじめとする「防災対策」をさらに加速化する必要があり、地方自治体の取組みを国が「後押し」する仕組みが不可欠である。

地域主権型の追加経済対策に向けて

【徳島発の政策提言】

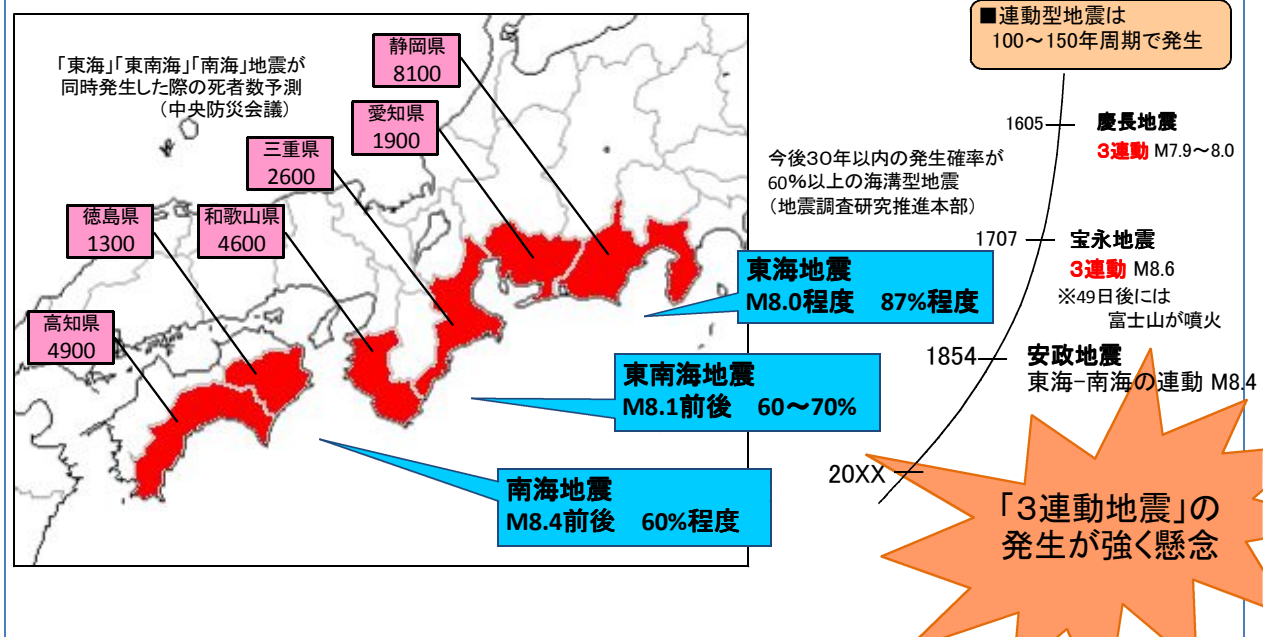
《具体的内容》

「東海」「東南海」「南海」連動地震の発生により、死者数が1000人を超えるなど、大規模な被害が想定される地域において「万全の対策」を講じるために、県や市町村が「地域防災計画」等に位置づけた防災基盤整備や地域防災力の強化を、計画の前倒しを含めて短期に実施する際に活用することのできる、地方公共団体が使いやすい「緊急地震津波防災対策推進交付金（仮称）」を創設していただきたい。

- 対象事業 以下に掲げる防災基盤整備で、都道府県の「地域防災計画」に位置づけている事業
 - ・ 公共施設の耐震化 ・ 津波等に備える避難施設や海岸保全施設の整備
 - ・ 孤立化が予想される地域におけるヘリコプター発着場や緊急輸送道路の整備
 - ・ 防災無線など災害時の通信手段の機能強化 ・ 防災教育の推進等による人材養成
 - ・ 消防団の活性化等による地域防災力の向上
- 交付額 総額400億円程度 「人口割」及び「総面積割」で各県に配分

主務省庁局名 内閣府 国土交通省 関係法令等 災害対策基本法

■「3連動地震への本格的な対応」が必要



「3連動地震の発生」を含む大規模地震への対応が急務！

「防災基盤整備」施策を前倒し
「地域防災力強化」施策



津波避難施設等の整備

- 防災基盤となる公共施設の耐震化
- 初動時の迅速・確実な情報共有を確保する情報通信機能の強化
- 海岸保全施設の整備
- 緊急輸送道路等の整備



学校との連携により防災教育を強力に推進

- 消防団の活性化等による自助・共助体制の強化

山間部など孤立化が懸念される集落へのヘリコプター発着場を整備



国による後押し
自治体にとって「使いやすい」
交付金制度の創設

1. 大規模災害への着実な備え

地域防災計画の早期実現

死者ゼロ
を目指して

2. 大きな経済波及効果

短期間で、幅広い分野に

即効性の高い
経済対策